

125 軍艦千島訴訟費用増額の件通牒 [明治二十七年四月]

明治廿七年四月十一日 (注記1) 内閣書記官 (柴田) (注記2)

内閣総理大臣 花押 (伊藤) 内閣書記官長 花押 (伊東)

外務大臣 花押 (陸奥) 大蔵大臣 花押 (渡辺) 海軍大臣 花押 (西郷) 文部大臣 (榎本) 通信大臣 花押 (黒田)

内務大臣 (天山) 陸軍大臣 花押 (芳川) 司法大臣 花押 (農商務大臣) (櫻本)

海軍大臣 請議軍艦千島訴訟費用増額ノ件 (注記4)

別紙海軍大臣請議軍艦千島衝突事件英国枢密院へ上訴ノ為倫敦ニ於テ英貨一千磅ノ謝金ヲ以テ高等代理人雇人等ノ儀過般閣議決定ノ処元来代言人ノ謝金ハ比較的ナルモノニシテ彼阿会社雇入ノ者ハ非常高額ノ謝金ニ付本邦雇入ノ者ニモ右ニ比準シ英貨九千磅即我九万円程ヲ要スル旨カーカード氏 (抹遣) (加筆) 申報有之右ハ訴訟進行上不得止次第ニ付該金額予備金ヨリ補充支出相成タシトノ件ハ事実無拠費途ニ付請議ノ通ニテ然ルヘシ

指令案

軍艦千島訴訟費用増加ノ件請議ノ通但金額支出方ノ儀ハ大蔵大臣へ協議スヘシ

〔明治廿七年四月十四日〕 (朱書) (山田) (印)

大蔵省へ通牒 (山田) (印)

〔下札1〕

官房第八六〇号

軍艦千島訴訟費用増額予備金ヨリ支出ノ件

軍艦千島衝突事件英国枢密院へ上訴及費用ノ件昨二十六年九月十六日内閣批第六号ノ決議ニ基キ上訴ノ手續ニ着手シ及ヒ本年内閣批第一号ニ拠リ倫敦ニ於テ英貨千磅ノ謝金ヲ以テ高等代官人ヲ雇入ル、コト且若該金額ヲ超過スルトキハ予メ請求スヘキ旨カークウット氏ニ訓令ヲ下シ爾來右計画ニテ進行シ來リ候然ル処二月廿一日付ノ書翰ヲ以テ倫敦代書人ヨリカークウット氏ニ増額ノ義申越タル要旨ハ元來代官人ノ謝金ハ比較的ナルモノ、処彼阿会社ニ於テ傭入レタル高等代官人ノ謝金ハ非常ニ高価ナルヲ以テ我政府傭人ノ代官人ニモ右ニ比準シ凡ソ同額ヲ要スルニ付九千磅即日本貨幣ニシテ九万円程ヲ要スル旨申出候右ハ訴訟進行上不得已次第ニ付訴訟費トシテ此際金九万円予備金ヨリ支出相成度茲ニ閣議ヲ請フ

(注記5)

明治二十七年四月十一日

海軍大臣伯爵 西郷從道 印  
内閣總理大臣伯爵 伊藤博文殿

(注記1)

「海甲七」

(注記2)

〔下條〕

(注記3)

「済」

(注記4)

「十七」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「甲七」

(下札1)

〔渡辺〕  
〔印〕本文支給之儀者不得止儀ト誤メ捺印候得共海軍省請議ノ如ク此際一時ニ支出交付之儀者如何可有之歟支出方之儀モ大蔵省ト協議候様御達相成度候事  
〔伊藤〕 花押  
〔渡辺〕 花押  
〔渡辺〕 花押

〔公文別録 軍艦千島衝突〕  
事件 金 2A, I, ②141